

■■ 今月の主な内容 ■■

- 知事あいさつ「年頭に当たって」
- テレワークーク・キックオフWebセミナー
- かごしま「働き方改革」推進企業
- 長期高度人材育成コースの訓練生募集
- 「建設雇用改善優良事業所」県知事表彰
- かごしま結婚・子育てサポート宣言企業
- 中小企業退職金共済制度
- 外国人材受入支援事業費補助金
- 鹿児島労働局から各種制度改正等の案内
- 鹿児島産業保健総合支援センターの案内
- 県労働委員会の労働紛争解決制度の案内

2022. 新年号

～ふるさとの人材がふるさとで活躍できるように～

年頭に当たって

新年、明けましておめでとうございます。

県内事業所及び関係団体の皆様には、日頃から、本県労働行政の推進に多大な御支援・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、新型コロナウイルスの脅威にさらされた一年でありました。全国で爆発的に感染が拡大した8月には、本県においても急拡大し、国のまん延防止等重点措置が適用されるとともに、本県独自の緊急事態宣言を発令するなど、これまでにない非常に厳しい局面を経験しました。

今年に入り、新たな変異株（オミクロン株）の影響により再び全国的に感染が急拡大する中、本県においても、冬休みや年末年始の帰省、旅行による人流の増加等に伴い、感染者が急増しております。これ以上の感染拡大を防止する観点から、今月8日、奄美大島に本県独自の緊急事態宣言を発令し、同地域の飲食店に営業時間短縮を要請するとともに、19日には、県内全域に爆発的感染拡大警報を発令し、感染拡大が特に顕著な鹿児島市、霧島市及び鹿屋市の飲食店に営業時間短縮（第三者認証店は通常営業も可）を要請したところです。

さらに、24日には、国にまん延防止等重点措置の適用を要請し、27日から来月20日まで25日間の同措置の適用が決定されました。

皆様におかれましては、引き続き、マスクの着用、手洗いやうがいの励行、こまめな換気など、基本的な感染防止対策の徹底に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

現在、我が国は、ウィズコロナという新たな局面を迎えており、今後は、時代の潮流にも強制的確に対応できる社会、安心・安全で持続可能な地域社会を構築していく必要があります。


 鹿児島県知事
塩田 康一

私としましては、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、本県の基幹産業である農林水産業及び観光関連産業の更なる振興、製造業の競争力の強化、新産業の創出等に取り組み、経済を持続的に発展させることで、「稼ぐ力」の向上を図ってまいりたいと考えております。併せて、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備や高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成などに取り組みむとともに、多様で柔軟な働き方によるワーク・ライフ・バランスの実現等に取り組みでまいります。そして、これらを基盤として、将来にわたって高齢者や女性、障害者、子どもなど、誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島をつくるため、今後とも誠実に、着実に県政の推進に全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、県民の皆様にとりまして、本年が輝かしく幸多い一年でありますよう、祈念申し上げます。

テレワーク・キックオフWebセミナーを開催しました

県では昨年11月に、テレワークによる企業の魅力アップと人材確保（家庭の事情などでの離職防止）をテーマとしたWebセミナーを開催しました。

当日は、テレワークによる生産性の向上や結婚などに伴う離職の抑制、実体験に基づいた働きやすさ、県内企業での導入事例などについてそれぞれ講演があり、参加者から好評をいただきました。

現在、特設サイトで動画を公開していますので、この機会にぜひともご覧ください。

第1部：(株)現場サポートの代表取締役 福留氏と、同社でテレワーク勤務中の牧園氏による講演
(45分×2)

【福留進一氏】

- ・ テレワークは目的ではなく、結婚・出産・介護などのライフイベントによる離職の防止に役立つこと、また、全国からのインターンシップへの参加、テレワーク前提の応募など、昨今の地域を越えた採用合戦で戦うための手段となることについて、自社の取組を基にご講演いただきました。

【牧園萌子氏】

- ・ テレワーク成功の秘訣は、社員が自分で考え、自分で動く「自律」にあることや、実際にテレワークを行う中で他の社員とどのようにコミュニケーションをとっているのかについて、ご講演いただきました。

第2部：富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)鹿児島支社の営業一部部長 屋久氏による導入事例紹介(40分)

- ・ 自社で行っているモバイルワークや電子文書・電子印を利用する取組について、また、県内企業の導入事例に基づくテレワークのメリットや課題・解決方法についてご講演いただきました。



福留進一氏



牧園萌子氏



屋久浩一氏

【参加者の声】

- ・ 法人でも個人事業主であっても、テレワーク（広義ではワークライフバランスと捉えました）で、すぐにでもできることがあることに気付かされました。分かりやすい講演で、とても参考になり有り難く思っております。
(個人事業主)
- ・ テレワークの重要性を感じる反面、(自社に導入する上での)課題も明らかになりました。
(総務経理担当者)
- ・ 事例を紹介していただき、テレワークの導入はスタッフの働きやすさの向上、仕事の効率化につながると改めて確信いたしました。同時に、当社は解決すべき問題が多いことも実感いたしました。
(総務担当者)
- ・ (テレワーク導入に伴う)コミュニケーションの取り方、社員に合わせたフォローの仕方が参考になった。
(総務担当者)



特設サイト

<https://hatarakikata-kagoshima.jp/>



【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

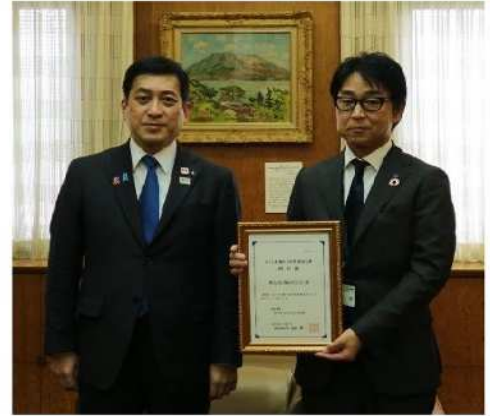
【県HP】 産業・労働>雇用・労働>働き方改革>テレワーク・キックオフWebセミナーを開催しました

かごしま「働き方改革」推進企業をご紹介します

県では、働き方改革に取り組む県内企業を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定しています。令和3年度上半期に新たに2社を認定しました。申請は随時受け付けていますので、興味を持たれたら雇用労政課までお問い合わせください。

株式会社南九州マツダ（鹿児島市）

- 業務概要
 - ・ 自動車販売・修理
- 働き方改革の主な取組内容
 - ・ キャリアプラン制度に基づき従業員の働き方やキャリア形成への具体的な方針を設定
 - ・ 記念休と名付けた2日以上の連続した有給の取得促進
 - ・ 勤務地を限定したエリア限定社員制度の設置
 - ・ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業として登録
 - ・ 特定健診受診率100%
 - ・ 70歳まで継続して雇用する制度を設置



右：代表取締役社長 松浦 様

株式会社プライムアシスタンス 鹿児島センター部（鹿児島市）

- 業務概要
 - ・ コールセンター（顧客の自動車のトラブルに対する、緊急駆けつけ、修理などを行う専門スタッフの手配サービス等）
- 働き方改革の主な取組内容
 - ・ 社員一人ひとりが目的とやりがいをもって活躍するための「働き方改革推進プロジェクト」を制定・周知
 - ・ 過去に在籍した社員の再雇用等のリターンカムバック採用制度
 - ・ 妊娠・出産・育児に応じた短時間勤務制度
 - ・ 障害者手帳を有する者に対する健康管理休暇の付与



右：代表取締役社長 大木 様

認定制度のご案内

- 対象
 - ・ 県内に本社又は事業所がある法人、個人事業主
- 認定のメリット
 - ・ 県のHPで認定企業の取組等を紹介
 - ・ 県の取組や国の助成金等の情報提供
 - ・ 県中小企業融資制度を利用する場合の信用保証料率の引き下げ
 - ・ 県主催の合同企業説明会等への優先参加
 - ・ 「かごしま『働き方改革』推進企業」の呼称の使用

- 認定要件
 - ✓ 代表者が「イクボス」宣言
 - ✓ 「かごしま子育て応援企業」に登録
- 【必須要件】
 - ◇ 社内の意識向上
 - ◇ 長時間労働の縮減の促進
- 【選択（1つ以上）】
 - ◇ 休暇の取得促進（休みやすい環境整備）
 - ◇ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備
- 【選択（2つ以上）】
 - ◇ 非正規雇用社員の処遇改善
 - ◇ 業務改善による生産性の向上
 - ◇ 女性の活躍推進
 - ◇ 若手社員の活躍推進
 - ◇ 治療と仕事の両立支援・健康支援
 - ◇ 育児と仕事の両立促進
 - ◇ 介護と仕事の両立促進
 - ◇ 障害者の活躍推進
 - ◇ 高齢者（65歳以上）の活躍推進

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017
 【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞働き方改革＞かごしま「働き方改革」推進企業認定制度

令和4年度長期高度人材育成コースの訓練生募集

県では、民間に委託する形で各種の公共職業訓練を実施しています。
このうち、国家資格等を取得して正社員就職を目指す、2年間の訓練コース（長期高度人材育成コース）については、令和4年度の訓練生を募集しています。
申込窓口はハローワークになります。

★ 長期高度人材育成コース訓練日程一覧

委託元校	訓練科名	定員(人)	委託先(訓練実施場所)	募集期間	選考日
吹上高等技術専門学校	介護福祉士養成科	6	鹿児島医療福祉専門学校 (鹿児島市市田上8丁目21-3)	令和3年11月29日(月) ～12月22日(水)	令和4年1月8日(土)
				令和3年12月23日(木) ～1月21日(金)	令和4年2月5日(土)
				令和3年1月24日(月) ～2月18日(金)	令和4年3月5日(土)
		6	鹿児島医療技術専門学校 (鹿児島市東谷山3丁目31-27)	令和3年11月25日(木) ～1月5日(水)	令和4年1月22日(土)
				令和4年1月6日(木) ～1月25日(火)	令和4年2月11日(金)
				令和4年1月26日(水) ～2月28日(月)	令和4年3月17日(木)
	6 (女性のみ)	鹿児島女子短期大学 (鹿児島市高麗町6-9)	令和3年11月29日(月) ～1月25日(火)	令和4年2月19日(土)	
			令和4年1月26日(水) ～2月21日(月)	令和4年3月18日(金)	
	保育士養成科	6 (女性のみ)	鹿児島女子短期大学 (鹿児島市高麗町6-9)	令和3年11月29日(月) ～1月25日(火)	令和4年2月19日(土)
令和4年1月26日(水) ～2月21日(月)				令和4年3月18日(金)	
職業実践専門課程科 (美容師)	3	鹿児島県美容専門学校 (鹿児島市鴨池2丁目4-6)	令和3年12月1日(水) ～2月25日(金)	令和4年3月13日(日)	
宮之城高等技術専門学校	保育士養成科	8	神村学園専修学校 (いちき串木野市別府4460)	令和3年11月15日(月) ～2月4日(金)	令和4年2月25日(金) 26日(土)、28日(月)のうち いずれか1日
				令和3年11月15日(月) ～2月18日(金)	令和4年3月12日(土)
始良高等技術専門学校	栄養士養成科	8	今村学園ライセンスアカデミー (鹿児島市新屋敷町2-10)	令和3年11月24日(水) ～1月14日(金)	令和4年1月29日(土)
	歯科技工士養成科	7	鹿児島歯科学院専門学校 (鹿児島市照国町13-15)	令和3年11月29日(月) ～12月17日(金)	令和4年1月15日(土)

※ 選考試験日が複数ある場合でも、募集定員に達した後の選考試験を実施しない場合がありますので留意してください。

【問合せ先】 ※お近くのハローワークにご連絡ください。

【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞職業能力開発＞職業訓練

＞令和4年度委託訓練(長期高度人材育成コース)の御案内

令和3年度 建設雇用改善優良事業所 県知事表彰受賞者決定！

県では、建設労働者の雇用の改善を図るため、雇用改善について積極的な活動を展開し、その成果がみられる中小建設事業所に対して、その努力と功績を称え、毎年11月に「建設雇用改善優良事業所知事表彰」を行っています。今年度は、以下の3事業所を表彰しました。

<知事表彰受賞事業所>

○株式会社増田勇建設（鹿児島市）	代表取締役	増田勇二
○株式会社川床石油設備工業（出水郡長島町）	代表取締役	増田公二
○株式会社大友組（大島郡宇検村）	代表取締役	大友満輝

今後も県内の建設労働者の雇用改善が更に進むよう、事業主の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

【問合せ先】 県庁雇用労政課雇用支援係 Tel099-286-3028

従業員の結婚や子育てを応援する 「かごしま結婚・子育てサポート宣言企業」に登録しませんか？



かごしま結婚・子育てサポート宣言

県では、従業員の結婚や子育てを応援する企業を「かごしま結婚・子育てサポート宣言企業」として募集・登録を行っており、令和3年10月末時点で174社の企業が登録しています。

ご登録いただいた企業には、名刺などにもご利用できるロゴマークや、結婚・子育てに関する情報をご提供します。

登録方法の詳細や登録企業については、県ホームページをご覧ください。

問合せ先：県庁子育て支援課 099-286-2800

詳しくはホームページへ

中退共

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます

簡単

社外積立で
管理も簡単

納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

**中退共の
退職金制度なら
社長の決断、
応援します。
退職金**

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金

～待機施設までの国内移動費を補助対象経費に追加しました～

事業目的

新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後一定期間の待機など、外国人技能実習生等を受け入れるに当たって、受入事業者が追加的に負担する経費を支援します。

令和3年10月からは、公共交通機関の不利用が要請される入国後一定期間の待機施設までの国内移動費についても、補助対象経費に追加しました。

なお、1人当たり及び1事業者当たりの上限額に変更はありません。

補助事業者

外国人材を鹿児島県内の事業所で雇用する又は雇用する予定の事業者

※「特定活動」は別に定めるものに限る。

【対象となる外国人材の在留資格】

「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定活動(※)」

補助対象経費・補助金額

次に掲げる経費のうち、令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)までの間に、外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了し、かつ令和4年2月28日(月)までに補助事業者において支払いがなされたもの(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

入国分	外国人材が日本への入国後一定期間要請される (1) 待機に係る宿泊費 (2) <u>公共交通機関の不利用に伴う待機施設までの国内移動費(車両借上費、燃料費、有料道路通行料金)</u>	(1): 補助対象経費の4/5以内 (2)のうち車両借上費、有料道路通行料金: 補助対象経費の4/5以内 (2)のうち燃料費: 空港ごとの定額(別に定める空港以外の場合は、最短距離(km)×20円×4/5) ((1)及び(2)の合計が1人当たり上限 10万円)
帰国分	外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費	補助対象経費の4/5以内 (1人当たり上限 3万円)

上記、入国分及び帰国分を合わせて1事業者当たり100万円を上限とします(千円未満切り捨て)。

※ 国、市町村等による他の補助金を申請した補助対象経費は補助対象外です。

申請期間

申請期間は、補助対象となる外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了した日から、2か月後の日(閉庁日にあたる場合はその直後の開庁日)又は令和4年2月28日(月)のいずれか早い日までです。

※ 本事業は執行管理の観点から、申請事業者における入国後の事務処理及び郵送に係る期間を考慮した上で、申請期限を設定しています。入国時期等によっては申請期間が短い場合もありますがご了承ください。

申請書等の入手方法

申請書の様式及び申請要領は、鹿児島県のホームページに掲載しています。

「鹿児島県 外国人材受入支援 補助金」で検索してください。

申請先及びお問合せ先

鹿児島県 外国人材受入活躍支援課 補助金申請窓口

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-3320(直通) 受付時間 9時～17時(土日祝・年末年始除く)

事業主の皆さまへ

令和4年4月1日変更分のみ記載

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休（出生時育休）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（**相談窓口設置**）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の**収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

現行

（育児休業の場合）

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和4年4月1日～

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）
- ※育児休業給付についても同様に緩和

鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年
4月1日より

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型

代表的な言動の6つの類型

1 身体的な攻撃 ※暴行・傷害
2 精神的な攻撃 ※脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
3 人間関係からの切り離し ※隔離・仲間外し・無視
4 過大な要求 ※業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害
5 過小な要求 ※業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
6 個の侵害 ※私的なことに過度に立ち入ること

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」

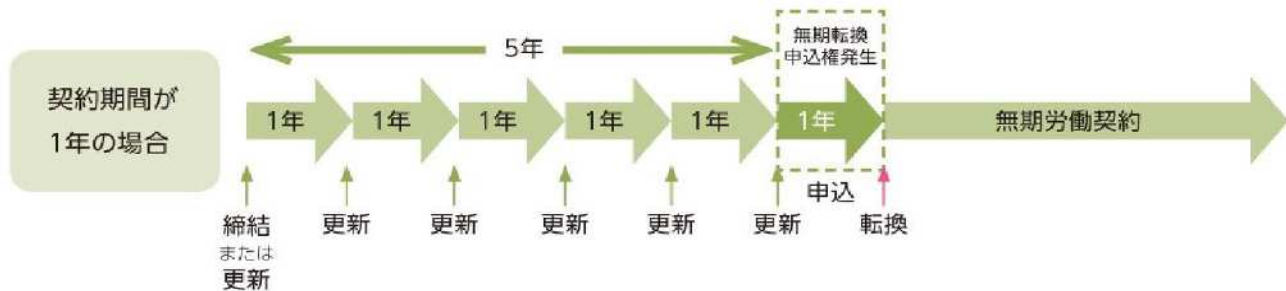
事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む)
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他の不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

お問い合わせ先 鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について

1. 無期転換ルールとは

- 無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」（平成25年4月1日施行）により、対応が必要になった雇用に関する新たなルールのことです。
- 有期労働契約が5年を超えて更新された場合は、有期契約労働者（派遣社員やアルバイトなどの名称を問わず、雇用期間が定められた社員。以下「有期社員」といいます。）の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。



2. 継続雇用の高齢者の特例とは

- 通常は、同一の使用主との有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、
 - ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
 - ・定年に達した後、引き続いて雇用される
- 有期契約労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

3. 有期雇用特別措置法の適用の流れ

- ①無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置の計画を作成します。
- ②事業主は、作成した計画を、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出します。
(注) 本社・本店を管轄する労働基準監督署経由で提出することもできます。
- ③都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。
- ④認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者について、無期転換ルールに関する特例が適用されます。
(注) 有期労働契約の締結・更新の際に、無期転換ルールに関する特例が適用されていることを対象労働者に明示する必要があります。

申請方法の詳細や、資料請求等についてはお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先



鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

さんぽセンター（鹿児島産業保健総合支援センター）は働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

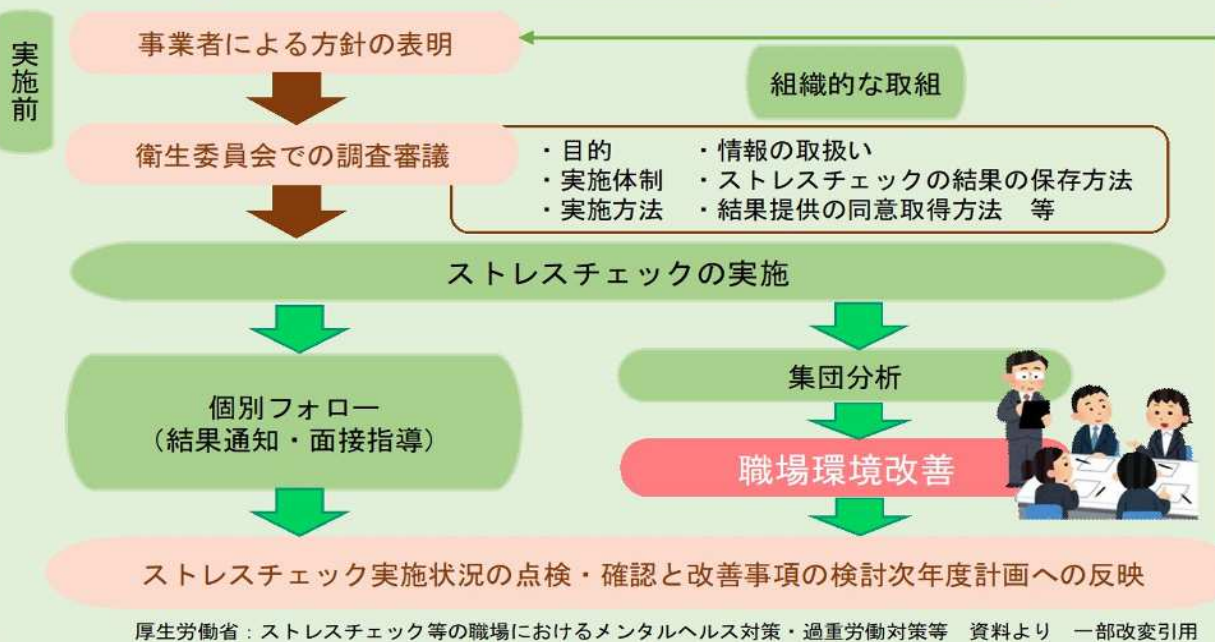
ストレスチェックの結果を活用して 「働きやすい職場」を目指しましょう！



ストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること（一次予防）を主な目的としています。

職場環境改善には、労働者の心理的ストレスを軽減する効果、生産性を向上させる効果があることがわかっています。ストレスチェックの集団分析結果を活用し「働きやすい職場づくり」の取り組みを進めてみませんか？

ストレスチェック制度の流れ



『さんぽセンター』では、「職場環境改善」に関するオンラインセミナーを開催いたします！

「ストレスチェック判定図を活用して、職場環境改善を考える！」



- ◎日時：令和4年1月28日（金）14時～15時30分 ※Cisco社Webexを使用します。
- ◎内容：事業場担当者（保健師）より、ストレスチェック制度を活用した職場改善の方法等についての講演を予定しています。また、グループワーク形式で、ストレスチェック判定図からどのような職場環境改善ができるか考える機会を設けます。
- ◎対象者：事業者、産業医・衛生管理者等の産業保健スタッフ、人事労務担当者の方など
※オンライン開催のため、日医認定産業医研修の単位取得はできません。
- ◎講師：事業場担当者（保健師）、当センターメンタルヘルス対策促進員
- ◎申込方法：申込フォーム (<https://ssl.formman.com/t/rtbm/>) または右記QRコードよりお申込みください



『さんぽセンター』では、事業場におけるメンタルヘルス対策の支援を無料で行っています。メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、ストレスチェック制度の導入支援等も実施しております。労働者の健康管理のためにも、ぜひ『さんぽセンター』をご活用ください！

問合せ先：鹿児島産業保健総合支援センター

☎099-252-8002

労働組合の方、労働者（個人）の方、使用者の方へ
「労働委員会」が、労働に関する紛争・トラブルの解決をお手伝いします。

〔「労働委員会」は、公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）の三者で構成する公正・中立な行政機関です。〕

1 労働組合と使用者との間に紛争が発生した場合、次の制度を利用できます。（無料）

○ 労働争議の調整（集団的労働関係紛争）

集団的労働関係紛争を調整する方法として、あっせん、調停、仲裁の3種類があり、あっせんが最も多く利用されています。あっせんは、労働組合、使用者のどちらでも申請できます。

【例】（労働組合）・会社と賃金の改定交渉を行っているが、妥結する見込みがない など
 （使用者）・労働組合が労働協約の見直しに応じない など

○ 不当労働行為の審査（救済申立て）

使用者が労働組合法第7条各号に該当する禁止行為に違反したと思われる場合に、労働者又は労働組合は、救済を申し立てることができます。

【例】・労働組合を結成しようとしたら、解雇された
 ・正当な理由なく団体交渉を拒否された など

2 個々の労働者と使用者との間にトラブルが発生した場合、次の制度を利用できます。（無料）

○ 個別労働関係紛争のあっせん

個々の労働者と使用者との間に労働に関するトラブルが発生し、当事者間で解決を図ることが困難な場合に、その解決のお手伝いをします。労働者、使用者のどちらでも申請できます。

【例】（労働者）・突然解雇されたが、納得できない
 ・雇用された時に示された労働条件が実際と違う など
 （使用者）・やむを得ず社員に配置転換命令を出したが、理由なく拒否された など

【問合せ先】

鹿児島県労働委員会（県行政庁舎15階）

☎099-286-3953（労働争議の調整、不当労働行為の審査に関すること）

☎099-286-3943（個別労働関係紛争のあっせんに関すること）

ホームページ [鹿児島県労働委員会](#) で検索

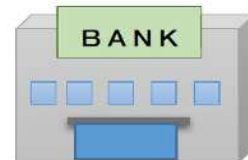
労働保険料は口座振替が便利です！

1 口座振替のメリット

○納付のために金融機関へ行く手間や待ち時間が解消されます。

○手数料はかからず、納付忘れや遅れを防げます。

○保険料引き落としに最大約2か月のゆとりができます。



2 簡単な手続き

口座振替依頼書を労働局・労働基準監督署の窓口又はインターネットから（「労働保険口座振替用紙」で検索）入手し、振替の口座を開設している金融機関へご提出ください。

※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。

3 金融機関への申込期限

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
申込期限	2月25日	8月14日	10月11日	1月7日

※第4期は単独有期事業のみとなります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

4 ハガキでお知らせ

引き落とし日の約3週間前に引き落とし内容を、また、引き落とし後もその内容をハガキでお知らせします。

【問合せ先】鹿児島労働局労働保険徴収室 ☎099-223-8276